

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月29日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第3号

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和31年岩手県人事委員会規則第65号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(徴税手当)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 条例第3条第2項に規定する手当の額は、次に掲げる額とする。</p> <p>(1) 条例第3条第1項第1号に掲げる職員については、勤務1月につき給料月額に100分の10を乗じて得た額とする。ただし、その額が次に掲げる額を超えるときは、当該額とする。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 課長、主任主査、上席特別税務調査員、主査又は主任である職員 20,000円</p> <p>ウ～オ [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(刑事作業手当)</p> <p>第13条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 条例第10条の2第1項第14号に規定する「人事委員会の定めるもの」とは、次に掲げる作業とする。</p> <p>(1) 特殊危険物質（サリン（メチルホスホノフルオリド酸イソプロピルをいう。以下この号において同じ。）及びサリン以上の又はサリンに準ずる強い毒性を有する物質をいう。次号及び第3号において同じ。）又はその疑いのある物質（以下この号において「特殊危険物質等」という。）の処理作業で次に掲げるもの</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) <u>特殊危険物質の製造過程を解明する等の目的で行う実験で当該物質が発生するおそれがある作業</u></p> <p>5・6 [略]</p> <p>7 条例第10条の2第2項に規定する手当の額は、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(13) [略]</p> <p>(14) 条例第10条の2第1項第14号の作業</p>	<p>(徴税手当)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 条例第3条第2項に規定する手当の額は、次に掲げる額とする。</p> <p>(1) 条例第3条第1項第1号に掲げる職員については、勤務1月につき給料月額に100分の10を乗じて得た額とする。ただし、その額が次に掲げる額を超えるときは、当該額とする。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 課長、主任主査、上席特別税務調査員、主査、<u>主任又は主任行政専門員</u>である職員 20,000円</p> <p>ウ～オ [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(刑事作業手当)</p> <p>第13条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 条例第10条の2第1項第14号に規定する「人事委員会の定めるもの」とは、次に掲げる作業とする。</p> <p>(1) 特殊危険物質（サリン（メチルホスホノフルオリド酸イソプロピルをいう。以下この号において同じ。）及びサリン以上の又はサリンに準ずる強い毒性を有する物質をいう。次号において同じ。）又はその疑いのある物質（以下この号において「特殊危険物質等」という。）の処理作業で次に掲げるもの</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>5・6 [略]</p> <p>7 条例第10条の2第2項に規定する手当の額は、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(13) [略]</p> <p>(14) 条例第10条の2第1項第14号の作業</p>

ア・イ [略]

ウ 第4項第3号の作業 作業1日につき460円

(15)・(16) [略]

8 同一の日において、前項第6号イ及びウの作業に従事した場合には、同号ウの作業に係る手当は、支給しない。

(航海手当の額)

第24条 条例第17条第2項に規定する手当の額は、航海1日につき次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 船長、上席航海士、上席機関士、上席通信士、機関長、通信長、主任航海士、主任機関士及び主任通信士、船員以外の職員のうち職務の級2級以上である者及び職務の級1級の25号給以上である者、警察官のうち班長並びに人事委員会がこれらに準ずると認める者 540円

(2)・(3) [略]

2 [略]

(手当額の特例)

第32条 次に掲げる特殊勤務手当の支給される作業に従事した時間が1日について4時間に満たない場合における当該手当の額は、この規則の規定により受けるべき額の100分の60に相当する額とする。

(1)～(8) [略]

(9) 刑事作業手当（第13条第7項第3号ウ、第8号並びに第14号イ及びウに掲げる作業に係る刑事作業手当に限る。）

2 [略]

ア・イ [略]

(15)・(16) [略]

8 同一の日において、第4項第1号ア及びイ並びに第2号に掲げる作業のうち同項第1号アに掲げる作業を含む2以上の作業に従事した場合には同号イに掲げる作業に係る手当及び同項第2号に掲げる作業に係る手当を、同項第1号イに掲げる作業及び同項第2号に掲げる作業に従事した場合には同号に掲げる作業に係る手当を、前項第6号イに掲げる作業及び同号ウに掲げる作業に従事した場合には同号ウに掲げる作業に係る手当を支給しない。

(航海手当の額)

第24条 条例第17条第2項に規定する手当の額は、航海1日につき次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 船長、上席航海士、上席機関士、上席通信士、機関長、通信長、主査航海士、主査機関士、主査通信士、主任航海士、主任機関士及び主任通信士、船員以外の職員のうち職務の級2級以上である者及び職務の級1級の25号給以上である者、警察官のうち班長並びに人事委員会がこれらに準ずると認める者 540円

(2)・(3) [略]

2 [略]

(手当額の特例)

第32条 次に掲げる特殊勤務手当の支給される作業に従事した時間が1日について4時間に満たない場合における当該手当の額は、この規則の規定により受けるべき額の100分の60に相当する額とする。

(1)～(8) [略]

(9) 刑事作業手当（第13条第7項第3号ウ、第8号及び第14号イに掲げる作業に係る刑事作業手当に限る。）

2 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。